○国土交通省告示第千二百九十九号

自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則（昭和三十一年運輸省令第三号）第十条の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第百二十五号（自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める額を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「二十六万五千六百六十円」を「二十七万四百八十一円」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年二月一日以後の委託費の支払について適用する。

○国土交通省告示第千三百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

入ヶ洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県中津川市中津川字恵下二五六四番四、三九地内四等三角点間ノ根を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二二九度三七分五二秒

一二七九・五七七メートルの地点　一号

標柱一号から一二三度二九分二六秒

三二一・九六一メートルの地点　二号

標柱二号から九一度五八分〇二秒

一二〇・七〇六メートルの地点　三号

標柱三号から五四度二一分一三秒

六四・九三九メートルの地点　四号

標柱四号から一〇五度四九分二〇秒

六〇・五七六メートルの地点　五号

標柱五号から一八六度二五分四九秒

五三・九五五メートルの地点　六号

標柱六号から二五九度五三分五二秒

二四・四六五メートルの地点　七号

標柱七号から二二四度〇八分〇五秒

一二四・四九一メートルの地点　八号

標柱八号から二七〇度一二分四六秒

七〇・一〇八メートルの地点　九号

標柱九号から三三三度五七分四一秒

八七・五七四メートルの地点　十号

標柱十号から三一二度三六分五四秒

六八・六一一メートルの地点　十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桜洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡南木曽町読書三七五七の二番地内四等三角点読書小学校を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二年内務省告示第三百四十二号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から五二度二一分二九秒

八一五・二九〇メートルの地点　一号

標柱一号から八七度三三分五二秒

四八・六四一メートルの地点　二号

標柱二号から三四度四九分三一秒

一七・七八八メートルの地点　三号

標柱三号から三三一度三〇分二六秒

一九・九四九メートルの地点　四号

標柱四号から二二度五九分四七秒

三一・六一九メートルの地点　五号

標柱五号から四度〇五分四四秒

四七・九四四メートルの地点　六号

標柱六号から一二三度五五分五五秒

一九・四〇四メートルの地点　七号

標柱七号から一七五度一五分四二秒

四二・六五一メートルの地点　八号

標柱八号から二〇六度一二分〇八秒

二四・七七六メートルの地点　九号

標柱九号から一四四度五九分四七秒

二五・二五一メートルの地点　十号

標柱十号から一七三度三九分四七秒

三八・〇六三メートルの地点　十一号

標柱十一号から一二二度二五分五七秒

一二三・〇四五メートルの地点　十二号

標柱十二号から七五度二四分二九秒

五二・五一九メートルの地点　十三号

標柱十三号から一四五度四七分四九秒

三〇・一二六メートルの地点　十四号

標柱十四号から二三二度四一分五三秒

一〇六・八八八メートルの地点　十五号

標柱十五号から二九四度一七分一三秒

一八〇・〇一〇メートルの地点　十六号

標柱十六号から三三四度一二分四六秒

六八・八九〇メートルの地点　十七号

○国土交通省告示第千三百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第五百八十二号に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡南部町下中谷

字妙見ノ前　三一三八番一　一号から四号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐陀川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県西伯郡伯耆町丸山

字上ノ原　一八〇三番二　一号から十四号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田ノ原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡日南町生山

字絵下山　六〇三番　一号及び二号

六〇二番　三号

字板井谷山　六〇一番三　四号から十五号まで

六〇〇番　十六号から二十一号まで

字長谷　五九四番　二十二号から三十号まで

字奥田ノ原　五九〇番一　三十一号及び三十二号

五九〇番二　三十四号

五九一番　三十三号及び三十五号

五九二番　三十六号

五八六番　三十七号

八八〇番　三十八号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福成四

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

鳥取県西伯郡南部町福成

字清水垰　一四二七番から一四三四番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡南部町福成

字清水垰　一四三五番三　一号

一四三五番一　二号

一四三四番　三号

一四二七番　四号

一四二七番　五号

一四二六番一　六号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

繪下山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

鳥取県日野郡日南町生山字溝尻リ五三四番五地内四等三角点奥田ノ原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から七八度三九分五二秒

一一五・一六八メートルの地点　一号

標柱一号から七三度二二分一七秒

七五・九四八メートルの地点　二号

標柱二号から二八度〇二分二三秒

一六・五九五メートルの地点　三号

標柱三号から三五度五〇分一八秒

一二・〇五二メートルの地点　四号

標柱四号から八三度五七分五三秒

四一・一九三メートルの地点　五号

標柱五号から五七度三一分一九秒

四五・八三八メートルの地点　六号